

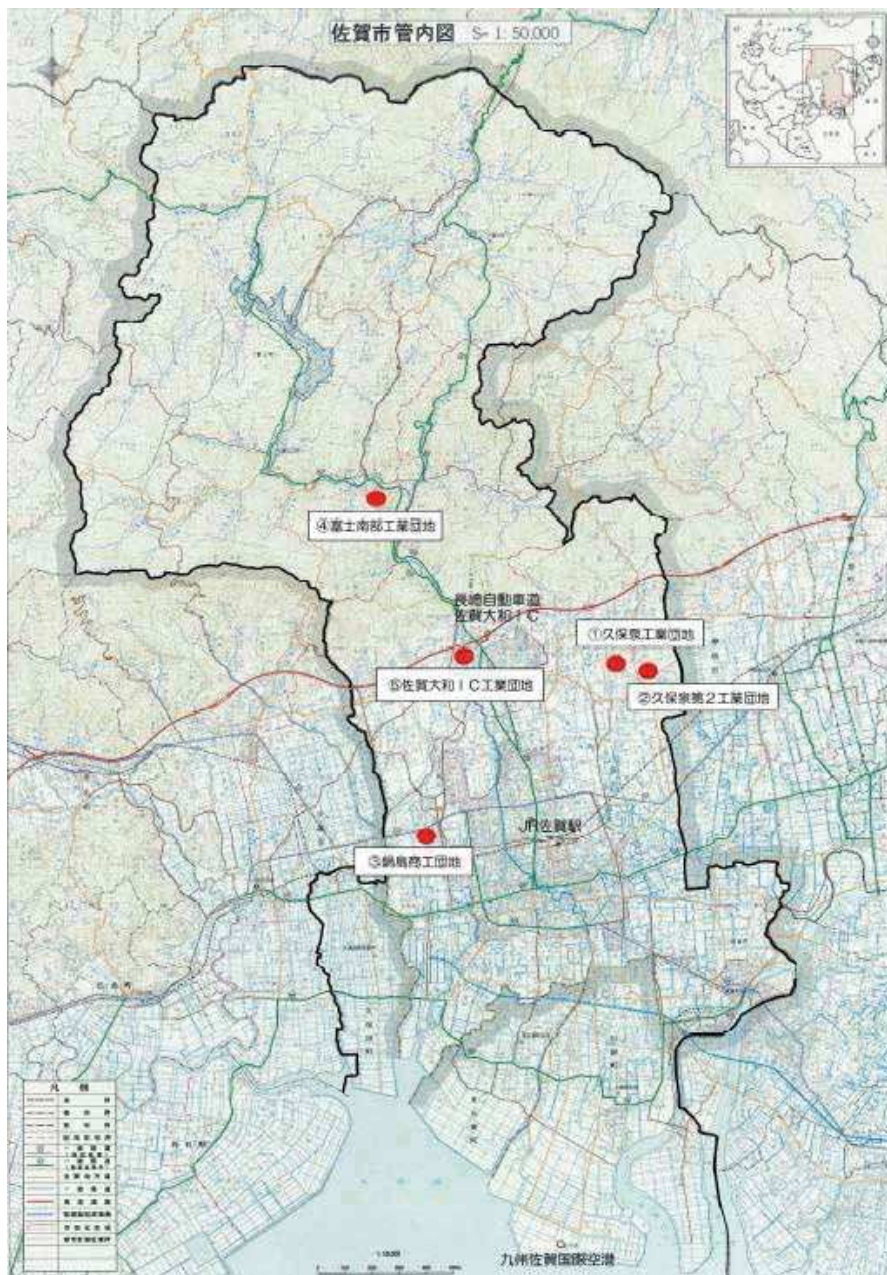
【佐賀市】

(1) 重点促進区域

- ①久保泉工業団地（佐賀市久保泉町大字上和泉他）
- ②久保泉第2工業団地（佐賀市久保泉町大字下和泉）
- ③鍋島商工団地（佐賀市鍋島町大字森田）
- ④富士町南部工業団地（佐賀市富士町大字上熊川他）
- ⑤佐賀大和 I C工業団地（佐賀市大和町大字東山田）

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

①久保泉工業団地

久保泉工業団地は、長崎自動車道・佐賀大和 I C に近く (車で約 10 分)、九州内外へのアクセスに優れており、自動車産業 (5 社)、食品産業 (4 社) 等を中心とした企業 27 社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、既存地元企業との連携を強め、地場調達率を高めることにより、地域産業の活性化を図るために、重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地 (未決定面積) は把握されていない。

②久保泉第 2 工業団地

久保泉第 2 工業団地は、久保泉工業団地と同じく、長崎自動車道・佐賀大和 I C に近く (車で約 10 分)、自動車産業等を中心とした企業 8 社が集積しており、これら輸送用機械関連産業を中心とした成長ものづくり分野を推進するために、重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地 (未決定面積) は把握されていない。

③鍋島商工団地

鍋島商工団地は、国道 34 号線等の主要幹線道路に近く、市街地へのアクセスも良いことから、企業 11 社が集積しており、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地 (未決定面積) は把握されていない。

④富士町南部工業団地

富士町南部工業団地については、企業 5 社が集積しており、長崎自動車道・佐賀大和 I C に近い (車で約 10 分) という交通アクセスを活用した産業を推進するために重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地 (未決定面積) は把握されていない。

⑤佐賀大和 I C 工業団地 (佐賀市大和町大字東山田)

佐賀大和 I C 工業団地は、佐賀市大和町大字東山田に位置し、有効面積 7.5 ha の工業団地として、令和 2 年度に造成工事を行い、令和 3 年 4 月以降から企業への分譲開始を計画している。地理的な特徴として、長崎自動車道・佐賀大和 I C に近く (車で約 5 分) 九州内外へのアクセスに優れており、更なる産業の集積を図るために、重点促進区域に設定した。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地 (未決定面積) は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【唐津市】

(1) 重点促進区域

- ① 厳木工業団地 (新産業集積エリア唐津)
(唐津市厳木町簀木字田原、岩屋字笹ノ谷、犬の谷、浪瀬字向前)
- ② 唐津石志工業団地 (唐津市石志字門田、木場谷、中田、樋口、居町)
- ③ 妙見工業団地 (唐津市中瀬通字中瀬通)
- ④ 唐津鉄工団地 (唐津市原字松ノ下、サシ田)
- ⑤ 浜玉町浜崎地区 (唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原)

また、唐津市牟田部工場適地は、平成27年度工場適地調査において、約9.8haが遊休地(未決定面積)として把握されているが、現在、農地となっており、関係機関などとの協議・同意が得られていないため、重点促進区域には設定しないこととしている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

- ① 厳木工業団地 (新産業集積エリア唐津)
厳木工業団地 (新産業集積エリア唐津) は、約4.3haの空き工業団地として把握され(「平成27年度工場適地調査」)、佐賀唐津道路浪瀬ICに近接し、長崎自動車道多久ICに近く

(車で約8分)九州内外へのアクセスに優れている。同地区の周辺には、自動車関連企業が2社立地しており、今後、これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

また、平成23年度に分譲を開始した第1期(総面積約15ha)のほか、第2期(総面積約28ha)についても整備計画があるため、これらも含めて重点促進区域に設定している。

②唐津石志工業団地

唐津石志工業団地は、西九州自動車道千々賀山田ICに近く(約1分)、福岡都市圏等への交通アクセスに優れており、医薬品関連産業等の企業が3社立地している(うち1社は予定)。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

また、平成28年度工場適地調査において把握した約5.5haの適地につき、令和2年8月に造成完了し、総面積約10haを重点促進区域に設定している。

③妙見工業団地

唐津市には、以前から食品関連産業の企業が立地しており、市の製造品出荷額では食料品が約5割を占めるなど、地域経済を支える主要産業となっている。

妙見工業団地には、食品関連産業等の企業11社が集積しており、今後これらの集積を活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

④唐津鉄工団地

唐津鉄工団地は、西九州自動車道唐津ICに近く(約1分)、福岡都市圏途等への交通アクセスに優れており、機械器具製造関係等企業が11社集積しており、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑤浜玉町浜崎地区

浜玉町浜崎地区には、輸入代行・検査・分析会社、保税倉庫・物流会社、OEM受託製造会社、化粧品原料等を取り扱う会社が立地し、化粧品産業のミニクラスターを形成している。唐津市、佐賀県、玄海町も参画し、化粧品地域産業クラスター「Japan Cosmetic Center」とも連携し、唐津をコスメ産業の集積拠点とすべく取り組みが行われており、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【鳥栖市】

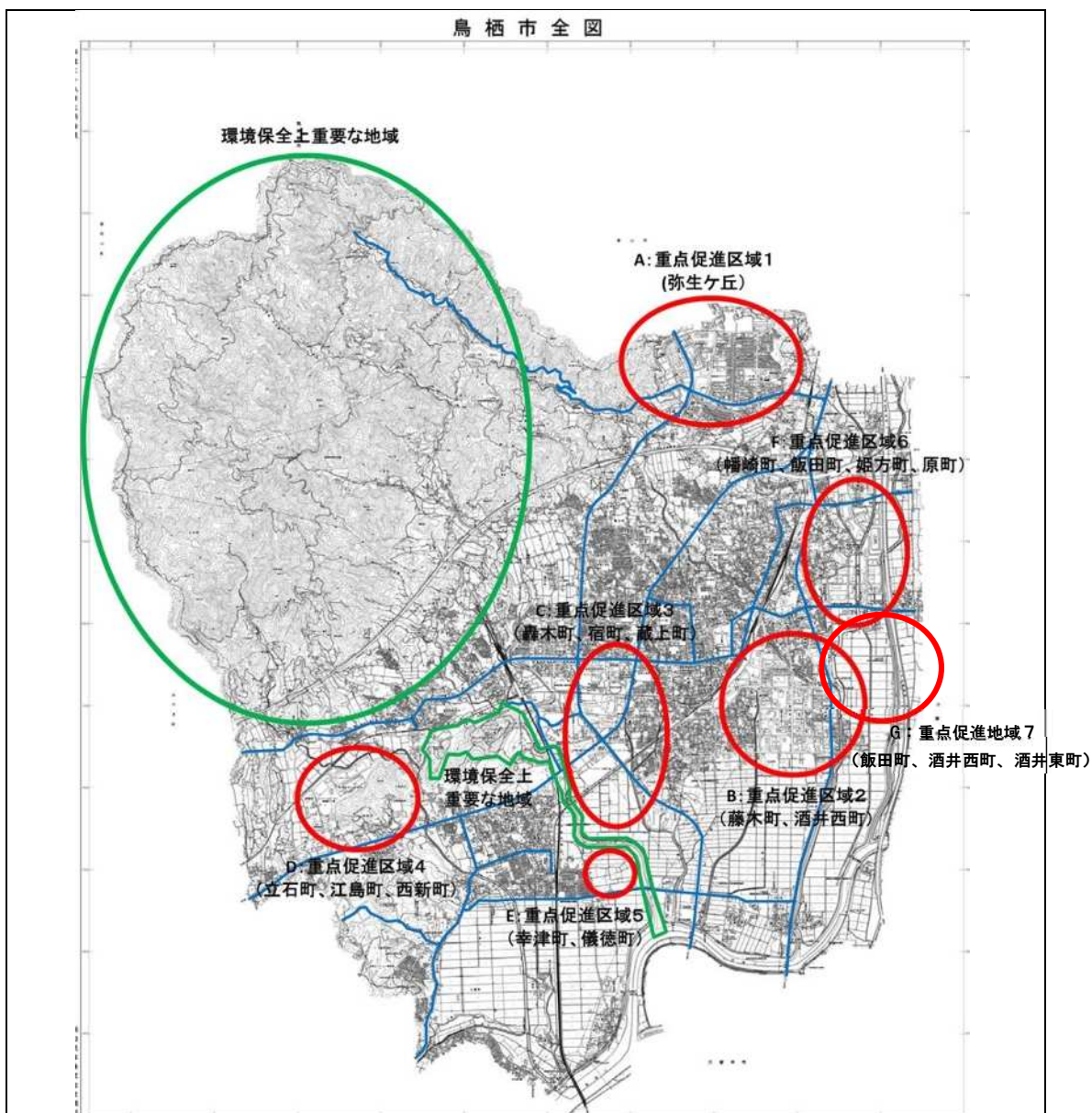
(1) 重点促進区域

- ・【重点促進区域①：地図上の位置A】
鳥栖北部丘陵新都市（鳥栖市弥生が丘）面積約60ha
- ・【重点促進区域②：地図上の位置B】
鳥栖商工団地（鳥栖市藤木町、酒井西町）面積約69ha
- ・【重点促進区域③：地図上の位置C】
轟木工業団地（鳥栖市轟木町、宿町、蔵上町）面積約52ha
- ・【重点促進区域④：地図上の位置D】
鳥栖西部工業団地（鳥栖市立石町、西新町）面積約33ha
鳥栖西部第二工業用地（鳥栖市江島町、西新町）面積約3ha
- ・【重点促進区域⑤：地図上の位置E】
新産業集積エリア鳥栖（鳥栖市幸津町、儀徳町）面積約27ha
- ・【重点促進区域⑥：地図上の位置F】
グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖（鳥栖市幡崎町、飯田町、姫方町、原町）
面積約68ha

なお、重点促進区域⑤は、農用地や市街化調整区域が含まれているが、平成28年6月農村地域工業等導入促進法に基づく農村地域工業等導入実施計画について、佐賀県知事への協議を了した上で策定している。また、周辺の良い環境を保全し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、平成27年11月に、都市計画地区計画を策定している。

その他の区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

① 鳥栖北部丘陵新都市（鳥栖市弥生が丘）

鳥栖市弥生が丘は長崎自動車道鳥栖ICに近く（車で3分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いため、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、医薬品関連産業や半導体関連産業等の企業約10社が集積している。さらに、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターといった研究施設の立地という地域の特性を生かし、空き用地にこの研究施設を利用するような企業の集積が見込めるなど、今後これらの集積や交通アクセス、研究機関を活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

②鳥栖商工団地（鳥栖市藤木町、酒井西町）

鳥栖市藤木町・酒井西町は長崎自動車道鳥栖ICに近く（車で5分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いため、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、食料品関連産業や半導体関連産業等の大小様々な企業約100社が集積している。また、JR鹿児島本線とJR長崎本線の分岐点であるJR鳥栖駅に隣接しており、さらに国道3号線に隣接しているため、交通インフラが非常に充実した場所であるため、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

③轟木工業団地（鳥栖市轟木町、宿町、蔵上町）

鳥栖市轟木町は長崎自動車道鳥栖ICに近く（車で10分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いため、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、食料品関連産業やゴム製品関連産業等の企業約10社が集積している。さらに、国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センターといった研究施設の立地という地域の特性を生かし、この研究施設との共同開発などが見込めるなど、今後これらの集積や交通アクセス、研究機関を活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

④鳥栖西部工業団地（鳥栖市立石町、西新町）、鳥栖西部第二工業用地（鳥栖市江島町、西新町）

鳥栖市立石町、西新町、江島町は長崎自動車道鳥栖ICに近く（車で20分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いため、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、既に、プラスチック関連産業や医薬品関連産業等の企業3社が集積している。また、国道34号線に近接しているため交通アクセスが優れており、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

⑤新産業集積エリア鳥栖（鳥栖市幸津町、儀徳町）

鳥栖市幸津町・儀徳町は、長崎自動車道鳥栖ICに近く（車で15分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いため、九州各地へのアクセスが抜群に優れている。県内唯一の新幹線駅である新鳥栖駅やJR鹿児島本線肥前旭駅にも近接しているため、交通インフラが非常に充実した場所であり、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

⑥グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖（鳥栖市幡崎町、飯田町、姫方町、原町）

【鳥栖市】

(1) 重点促進区域

・【重点促進区域①：地図上の位置A】

鳥栖北部丘陵新都市（鳥栖市弥生が丘）面積約60ha

・【重点促進区域②：地図上の位置B】

鳥栖商工団地（鳥栖市藤木町、酒井西町）面積約69ha

・【重点促進区域③：地図上の位置C】

轟木工業団地（鳥栖市轟木町、宿町、蔵上町）面積約52ha

・【重点促進区域④：地図上の位置D】

鳥栖西部工業団地（鳥栖市立石町、西新町）面積約33ha

鳥栖西部第二工業用地（鳥栖市江島町、西新町）面積約3ha

・【重点促進区域⑤：地図上の位置E】

新産業集積エリア鳥栖（鳥栖市幸津町、儀徳町）面積約27ha

・【重点促進区域⑥：地図上の位置F】

グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖（鳥栖市幡崎町、飯田町、姫方町、原町）
面積約68ha

・【重点促進区域⑦：地図上の位置G】

味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺（鳥栖市飯田町、酒井西町、酒井東町）
面積約35ha

なお、重点促進区域⑦における農用地区域及び市街化調整区域については、土地利用調整が必要となる区域である。（別添）

その他の区域には、農用地区域を含めない。

（地図）

鳥栖市幡崎町、飯田町、姫方町、原町は長崎自動車道鳥栖ICに近く（車で2分以内）、また九州を南北に結ぶ九州自動車道と、東西を結ぶ長崎・大分自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近いこと、九州各地へのアクセスが抜群に優れており、九州随一の物流拠点として、既に、流通関連の企業約40社が集積している。また、国道3号線に近接しているため交通アクセスが優れており、今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業・流通関連産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

⑦味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺（鳥栖市飯田町、酒井西町、酒井東町）

福岡県小郡市福童地区において味坂スマートインターチェンジ（仮称）の整備が進められており、本地区に隣接する鳥栖市飯田町、酒井西町、酒井東町には、味坂スマートインターチェンジ（仮称）へ直結するアクセス道路（県道及び市道）がそれぞれ新設され、交通アクセスが今後向上することにより、交通インフラが非常に充実した場所となることを見込まれることから、良好な交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業・流通関連産業の集積を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

（3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

＜別添様式により提出＞

設定する区域は、平成29年7月26日現在における地番により表示したものである。

【多久市】

(1) 重点促進区域

① 多久北部工業団地 (多久市北多久町大字多久原、東多久町大字別府)

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

多久北部工業団地は、長崎自動車道多久 I C に近く (近接) 九州内外へのアクセスに優れており、既に製造業等の企業約 10 社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

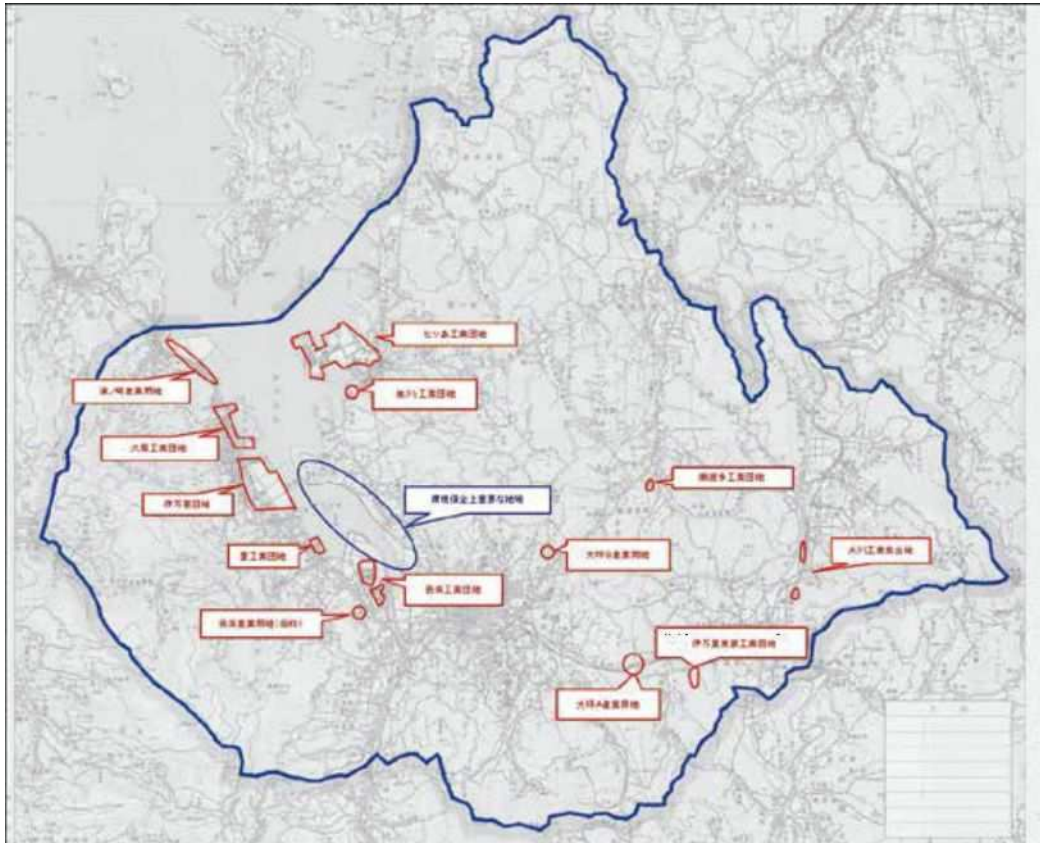
【伊万里市】

(1) 重点促進区域

- ①伊万里団地 (伊万里市山代町楠久他)
- ②久原工業団地 (伊万里市山代町久原)
- ③里工業団地 (伊万里市東山代町里)
- ④七ツ島工業団地 (伊万里市黒川町塩屋)
- ⑤長浜工業団地 (伊万里市東山代町長浜)
- ⑥南波多工業団地 (伊万里市南波多町小麦原)
- ⑦大川工業集合地 (伊万里市大川町川原)
- ⑧伊万里東部工業団地 (伊万里市松浦町山形)
- ⑨長浜産業用地(仮称) (伊万里市東山代町長浜)
- ⑩黒川工業団地 (伊万里市黒川町黒塩)
- ⑪大坪A産業用地 (伊万里市大坪町丙)
- ⑫大坪B産業用地 (伊万里市大坪町甲)
- ⑬浦ノ崎産業用地 (伊万里市山代町立岩)

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

- ①伊万里団地

伊万里団地は、西九州自動車道南波多谷口 I C から 1.2 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、木材最大手企業を中心とした日本最大級の木材コンビナートが形成されており、また、デジタル家電等に使用される半導体の素材となるシリコンウェーハの製造において世界第 2 位のシェアを誇る企業などが集積している。今後もこれらの集積や交通アクセスを活用し立地企業の事業拡大が期待できる状況であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

②久原工業団地

久原工業団地は、西九州自動車道山代久原 I C から 1 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、船舶用配電制御システムなどを製造する電気機器製造企業やその関連企業、木質系住宅関連部材製造企業などが集積している。今後もこれらの集積や交通アクセスによる企業進出が期待できる状況であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

③里工業団地

里工業団地は、西九州自動車道南波多谷口 I C から 1.4 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、食品製造業などが集積している。今後もこれらの集積や交通アクセスによる企業進出が期待できる状況であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

④七ツ島工業団地

七ツ島工業団地は、約 1.3 ha の空き工業団地として把握され（「平成 27 年度工場適地調査」）、伊万里港国際コンテナターミナルに隣接していること、また、西九州自動車道南波多谷口 I C から 8 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、造船の大手企業やその関連企業が集積している。今後も立地企業の事業拡大や新たな企業の進出が期待できることから重点促進区域に設定している。

⑤長浜工業団地

長浜工業団地は、西九州自動車道南波多谷口 I C から 1.6 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、デジタル家電等に使用される半導体の素材となるシリコンウェーハの製造において世界第 2 位のシェアを誇る企業や食品製造業、洋食器製造業などの企業が集積している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

⑥南波多工業団地

南波多工業団地は西九州自動車道南波多谷口 I C から 5 km と良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、産業用変圧器やリアクトルを製造している企業が立地している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定

している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑦大川工業集合地

大川工業集合地は、長崎自動車道武雄北方ICから15kmと交通インフラが充実した場所であるとともに、自動車のマフラーなどを製造する企業や自動車内装部品を製造する企業が集積している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑧伊万里東部工業団地

伊万里東部工業団地は、長崎自動車道武雄北方ICから16km、伊万里港国際コンテナターミナルから16km、また、西九州自動車道伊万里東府招IC(H29年度開通予定)から8kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であることから重点促進区域に設定している。また、本区域に一部農用地を含むが農村地域工業等導入促進法の手続きにおいて工業団地の整備を進めていく。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑨長浜産業用地(仮称)

長浜産業用地(仮称)は、伊万里港国際コンテナターミナルから10km、また、西九州自動車道南波多谷口ICから15kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑩黒川工業団地

黒川工業団地は、伊万里港国際コンテナターミナルから3km、また、西九州自動車道南波多谷口ICから8kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であるとともに、鋼構造物を製造する企業が立地している。今後も立地企業の事業拡大が期待されることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑪大坪A産業用地

大坪A産業用地は、長崎自動車道武雄北方ICから17km、西九州自動車道伊万里東府招IC(H29年度開通予定)から6kmと交通インフラが充実した場所であるとともに、乾式変圧器、トランスなどの電気機器変圧器を製造する企業が立地している。今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑫大坪B産業用地

大坪B産業用地は、西九州自動車道伊万里東府招IC(H29年度開通予定)から2kmと交通インフラが充実した場所であるとともに、食品製造業の企業が立地している。

今後も立地企業の事業拡大が期待できることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

⑬浦ノ崎産業用地

浦ノ崎産業用地は、伊万里港国際コンテナターミナルから1.2km、また、西九州自動車道山代久原ICから2kmと良好なアクセスで交通インフラが充実した場所であることから重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

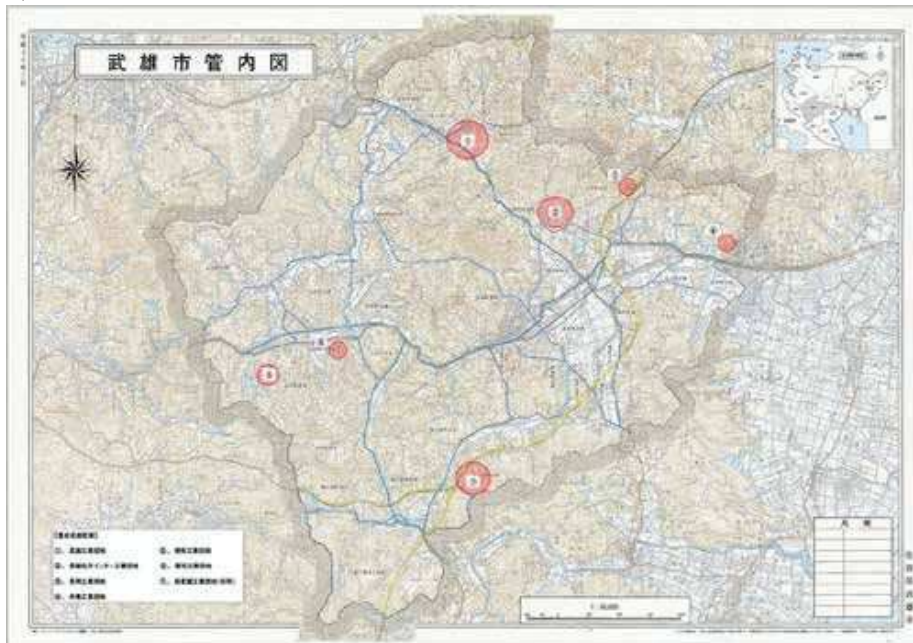
【武雄市】

(1) 重点促進区域

- ①武雄工業団地 (武雄市若木町大字川古)
- ②武雄北方インター工場団地 (武雄市北方町大字大崎)
- ③馬神工業団地 (武雄市北方町大字大崎)
- ④杵島工業団地 (武雄市北方町大字志久)
- ⑤柳原工業団地 (武雄市山内町大字宮野)
- ⑥堀切工業団地 (武雄市山内町大字三間坂)
- ⑦新武雄工業団地<<仮称>> (武雄市東川登町大字袴野)

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

①武雄工業団地

武雄工業団地は、武雄市若木町大字川古に位置し、有効面積で約26haの工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方ICに近く(車で15分以内)、九州内外へのアクセスに優れていることと、重要港湾である伊万里港にも近い(車で40分以内)ことが挙げられる。また、本工業団地から伊万里港を結ぶ国道498号線は、現在バイパスを整備中であり、整備後は伊万里港へのアクセスが更に向上することになる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この立地条件の良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。(現在の企業数:10社)

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

②武雄北方インター工場団地

武雄北方インター工業団地は、武雄市北方町大字大崎に位置し、有効面積で約18haの工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方ICに近接（車で5分以内）しており、九州内外へのアクセスは非常に優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。（現在の企業数：3社）

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

③馬神工業団地

馬神工業団地は、武雄市北方町大字大崎に位置し、有効面積で約4haの工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方ICに近く（車で7分以内）、九州内外へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。（現在の企業数：1社）

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

④杵島工業団地

杵島工業団地は、武雄市北方町大字志久に位置し、有効面積で約6haの工業団地である。地理的特徴として、長崎自動車道武雄北方ICに近く（車で10分以内）、九州内外へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。（現在の企業数：1社）

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

⑤柳原工業団地

柳原工業団地は、武雄市山内町大字宮野に位置し、有効面積で約4haの工業団地である。地理的特徴として、西九州道波佐見有田ICに近く（車で15分以内）、九州内外特に西九州方面へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。（現在の企業数：2社）

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

⑥堀切工業団地

堀切工業団地は、武雄市山内町大字三間坂に位置し、有効面積で約1.3haの工業団地である。地理的特徴として、西九州道波佐見有田ICに近く（車で20分以内）、九州内外特に西九州方面へのアクセスが優れていることが挙げられる。本工業団地は現在すべての区画が埋まっている状況ではあるが、この交通アクセスの良さを活用して更なる産業を集積する必要があるため重点促進区域として設定する。（現在の企業数：3社）

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

⑦新武雄工業団地<<仮称>>

新武雄工業団地〈仮称〉は、武雄市東川登町大字袴野に位置し、有効面積で約7haの工業団地として造成を計画している。地理的特徴として、長崎自動車道嬉野ICに近く(車で15分以内)、また近接する川登SAには将来的にスマートインターチェンジの開設の可能性も有り、九州内外へのアクセスが優れていることが挙げられる。なお、当地は武雄市内のみならず嬉野や鹿島エリアにも近く、佐賀県土の均衡ある発展も見込まれる。今後この交通アクセスの良さを活用して更なる産業の集積を計る必要があるため重点促進区域として設定する。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定
〈別添様式により提出〉

【鹿島市】

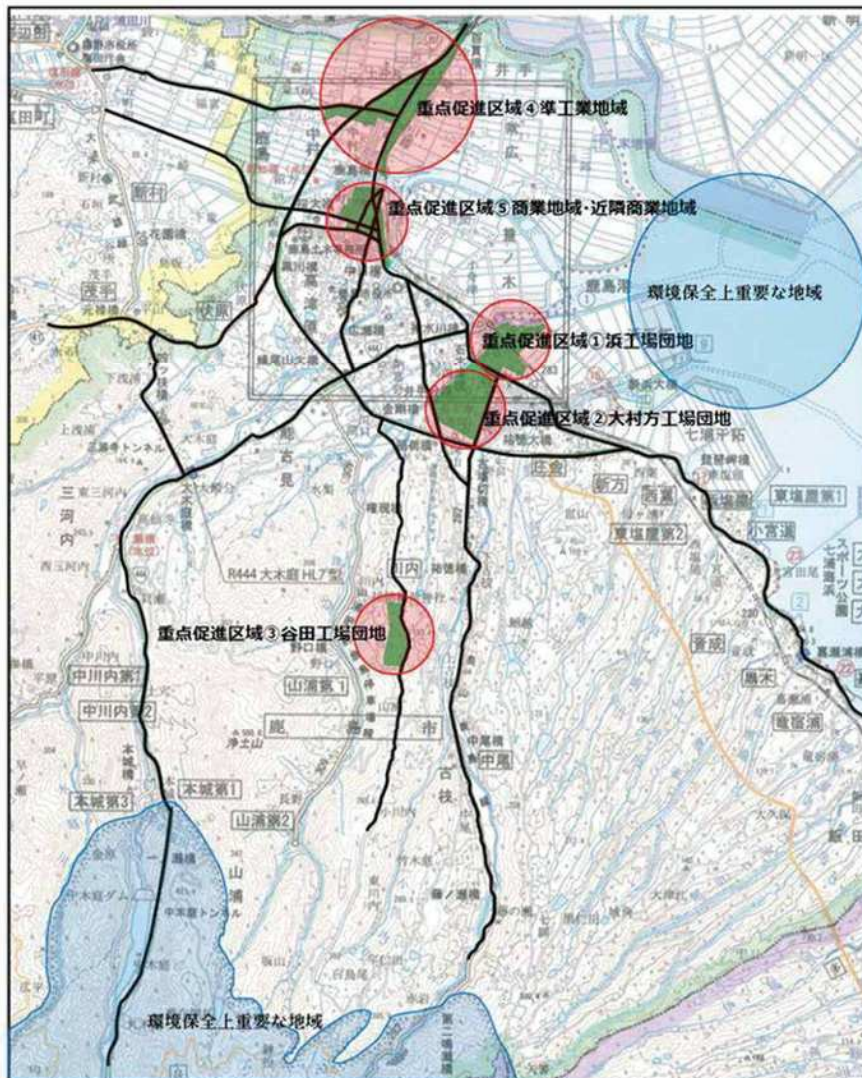
(1) 重点促進区域

概ねの面積は 157ha 程度である。

- ①浜工場団地：21ha（鹿島市浜町字山田川、一本松、平松、棒箆、柳原、長丁、大字納富分字大箆、字新箆）
- ②大村方工場団地：17ha（鹿島市古枝字一本木、真崎、松角、神宮司、抽木角、天神）
- ③谷田工場団地：21ha（鹿島市大字山浦字谷田）
- ④鹿島市都市計画用途地域：工業専用地域 11ha・工業地域 12ha・準工業地域 47ha
- ⑤鹿島市都市計画用途地域：商業地域 20ha・近隣商業地域 8ha

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

鹿島市浜工場団地は、既に製造業の企業 4 社、大村方工場団地は既に製造業、運送業

等の企業 24 社、谷田工場団地は既に製造業等の企業 3 社が集積している。

また、鹿島市都市計画区域内用途指定地域である工業専用地域・工業地域・準工業地域、並びに商業地域・近隣商業地域は、長崎自動車道武雄北方 I C に近く（車で 20 分以内）九州内外へのアクセスに優れており、既に製造業等の企業約 30 社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、谷田工業団地は、平成 28 年度工場適地調査において、約 2.1 ha の空き工業団地として把握されているが、平成 29 年度に企業の進出が決まり完売した。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【小城市】

(1) 重点促進区域

A：小城蜚の郷ファクトリーパーク周辺（天山県立自然公園は除いた地域）

（小城市小城町岩蔵、小城町松尾、小城町池上、三日月町織島、三日月町久米）

B：牛津工業団地周辺

（小城市牛津町上砥川、牛津町下砥川、牛津町勝、牛津町柿樋瀬、三日月町金田）

なお、本区域のうち、小城蜚の郷ファクトリーパーク周辺は土地利用調整が必要となる農用地区域である（地番は別添のとおり）。

(関連計画における記載等)

小城市農業振興地域整備計画においては、土地利用の方向として「土地利用型農業の農地を中心とした農用地を確保し、農業用施設の見直し、地域ごとの農業経営形態、住宅、工業団地等の配置を考慮して農用地の編入、除外を行うものとする」としている。また、都市計画マスタープランにおいては、土地利用の方針として「地域振興のための土地活用が求められる地域については、地域の実情に応じて田園環境と調和した計画的な土地利用の規制・誘導を図る」こととしている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

小城蛍の郷ファクトリーパーク周辺（小城市小城町岩蔵、小城町松尾、小城町池上、三日月町織島、三日月町久米）は長崎自動車道多久IC・佐賀大和ICに近く（車で20分以内）九州内外へのアクセスに優れ、平成30年3月には小城スマートインターチェンジ（車で10分以内）が開通し、更なる利便性の向上による地域産業の活性化が期待されている。区域内には食品産業を中心として多数の優良企業が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用し産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

牛津工業団地周辺（小城市牛津町上砥川、牛津町下砥川、牛津町勝、牛津町柿樋瀬、三日月町金田）は、佐賀県鳥栖市から長崎県長崎市を結ぶ佐賀県の物流をささえる主要幹線道路である国道34号沿いに位置し交通アクセスに優れている。沿線では商業集積化が進み、郊外型の大型店舗が進出している他、今後牛津駅までの道路及び駅周辺の開発も活発に行なわれる予定である。区域内には製造業を中心として多数の優良企業が集積しており、今後これらの集積や商業機能の集積による地域活力の向上及び産業振興のため重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、小城市内には遊休地等はなく、市街化区域及び農用地区域外については、企業のニーズを満たす一団の土地もない。また、平成30年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

また、本区域には農地及び農用地区域が存在していることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【嬉野市】

(1) 重点促進区域

①久間工業団地（嬉野市塩田町大字久間）

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

嬉野市塩田町は長崎自動車道武雄北方ICに近く（車で20分以内）九州内外へのアクセスに優れており、既に自動車産業等の企業約5社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【神崎市】

(1) 重点促進区域

- ①神崎市朝日工業適地 (神崎市神埼町朝日)
- ②神崎市南部工場適地 (神崎市千代田町柳島)

なお、神崎市南部工場適地には、約3.4haの農用地が存在するが、転用等の手続きについて、農村産業法や農地法に基づき関係機関と協議を行うこととしている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

- ① 神崎市神埼町朝日区域は、長崎自動車道東脊振 I C から西に 5 km の位置にあり車で 5 分程度と非常に近ほか近隣に住宅が少ない等企業の立地環境に適しており、既に物流業 2 社、断熱パネル製造業 1 社、食品製造 3 社が立地している。

今後も優れた立地条件を活かして産業集積を推進すべき地域であり、市の総合計画においても企業立地ゾーンと位置づけられていることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成 28 年度工場適地調査において、遊休地 (未決定面積) は把握されていない。

- ② 神崎市千代田町柳島区域は、長崎自動車道東脊振 I C から南に 8 km の位置にあり車で 10 分程度と非常に近いほか、福岡県福岡市と同県柳川市を結ぶ国道 385 号線が南北に通る等、九州内外へのアクセスに大変優れており、同区域内にある神崎市南部工業団地には既に硬質塩化ビニルパイプ等製造業、通信用被覆テープ等製造業の 2

社が立地しているほか、化粧品及び医薬部外品の受託製造企業の進出も決定している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

また、当区域は市の総合計画においても企業立地ゾーンとして位置づけられており、周辺農地に対する新たな事業が行われておらず、これらを含めて重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

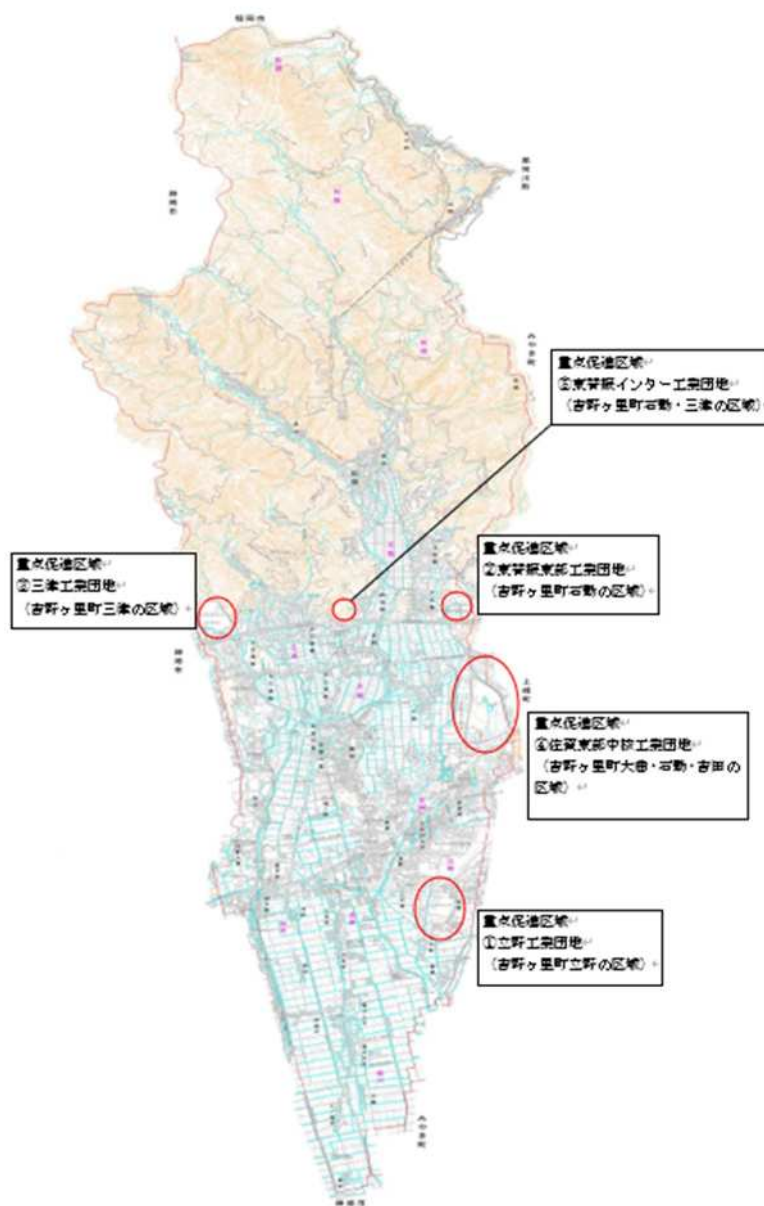
<別添様式により提出>

【吉野ヶ里町】

(1) 重点促進区域

- ①立野工業団地（吉野ヶ里町立野）
- ②東脊振東部工業団地（吉野ヶ里町石動）
- ③三津工業団地（吉野ヶ里町三津）
- ④佐賀東部中核工業団地（吉野ヶ里町大曲・石動・吉田）
- ⑤東脊振インター工業団地（吉野ヶ里町石動・三津）

(地図)



(2) 区域設定の理由

吉野ヶ里町は長崎自動車道東脊振ICに近く（車で20分以内）九州内外へのアクセ

스에優れており、既に自動車産業、半導体産業、食品産業等の企業約25社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

また、平成25年に実施した工場適地調査では吉野ヶ里町石動に約4.8haの適地があると把握しており、これらを含めて重点促進区域に設定している。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

設定する区域は、令和5年1月1日現在における地番により表示したものである。

【みやき町】

(1) 重点促進区域

- ① 中原工業団地 (みやき町大字原古賀)
- ② 香田工業団地 (みやき町大字箕原)
- ③ 西寒水工業団地 (みやき町大字原古賀)
- ④ 中津隈工業団地 (みやき町大字中津隈)
- ⑤ 白壁工業適地 (みやき町大字白壁)
- ⑥ 江口工業団地 (みやき町大字江口)
- ⑦ 南島工業適地 (みやき町大字天建寺)
- ⑧ 土井外工業適地 (みやき町大字天建寺)
- ⑨ 三根西部工業団地 (みやき町大字東津)
- ⑩ 姫方工業団地 (みやき町大字箕原)

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

みやき町は長崎自動車道東脊振 I Cのほか、九州自動車道の久留米 I C・八女 I Cや九州の物流のへそである鳥栖 I Cにも近く(車で20分以内)九州内外へのアクセスに優れており、既に自動車産業、食品産業等の企業が立地しており、今後、既存工業団地の拡大等計画していることから、これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

また、姫方工業団地内において、新たに分譲地の造成を予定しているため、これらを含めて重点促進区域に設定している。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

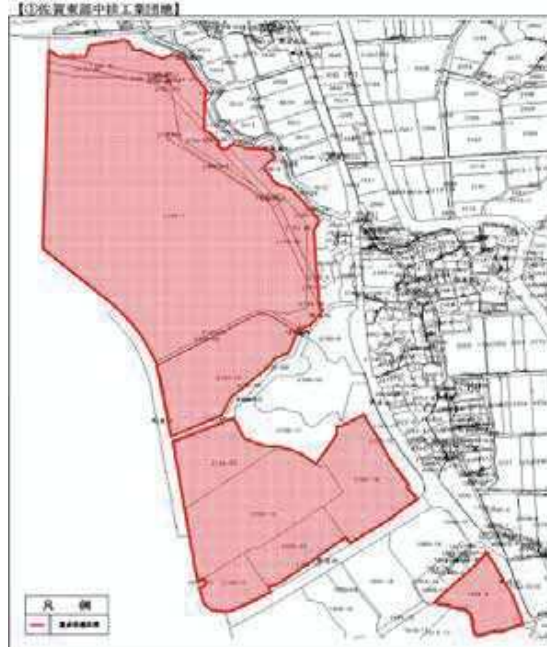
(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

【上峰町】

(1) 重点促進区域

① 佐賀東部中核工業団地（上峰町大字堤）



② 船石工場団地（上峰町大字堤）



③ 船石工場適地（上峰町大字堤）



なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(2) 区域設定の理由

当該地域(佐賀東部中核工業団地、船石工場団地、船石工場適地)は、長崎自動車道東脊振ICに近く(車で20分以内)九州内外へのアクセスに優れており、既に自動車産業、半導体産業、食品関連産業等の企業約9社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

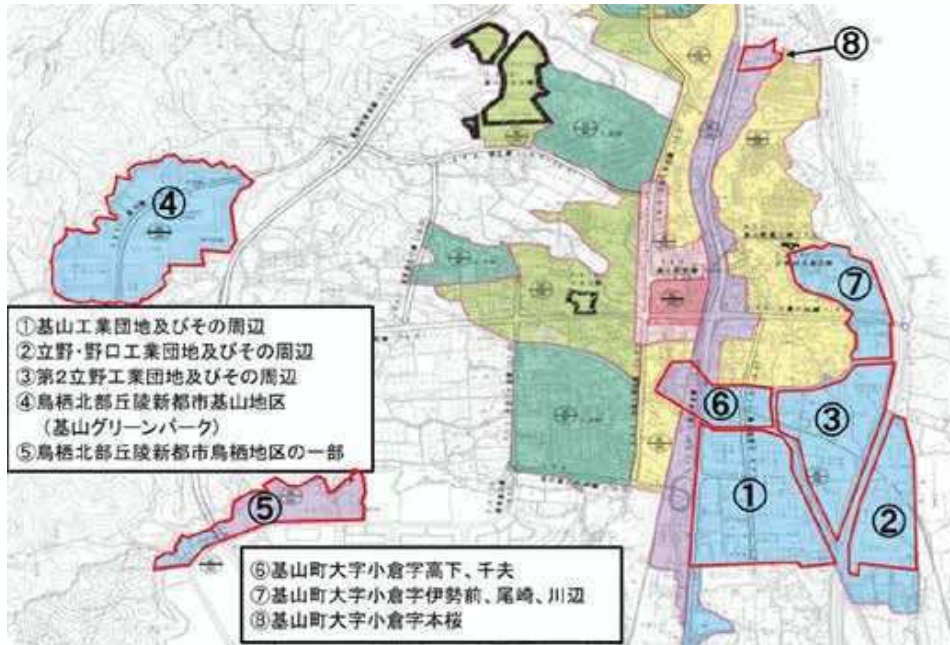
【基山町】

(1) 重点促進区域

- ①基山工業団地及びその周辺（基山町大字長野）
- ②立野・野口工業団地及びその周辺（基山町大字長野）
- ③第2立野工業団地及びその周辺（基山町大字小倉、長野）
- ④鳥栖北部丘陵新都市基山地区（基山グリーンパーク）（基山町大字宮浦、園部）
- ⑤鳥栖北部丘陵新都市鳥栖地区の一部（基山町大字園部）
- ⑥基山町大字小倉字高下、千夫
- ⑦基山町大字小倉字伊勢前
- ⑧基山町大字小倉字本桜

なお、本区域には、農用地区域を含めない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

基山町は、長崎自動車道鳥栖IC及び九州自動車道筑紫野ICに車で約20分以内の場所に位置している。また、町内を国道3号線及び県道17号線鳥栖筑紫野の道路が縦断しており、福岡都市圏をはじめ、久留米、佐賀方面への交通アクセスに優れており、既に、流通・製造等の企業が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>

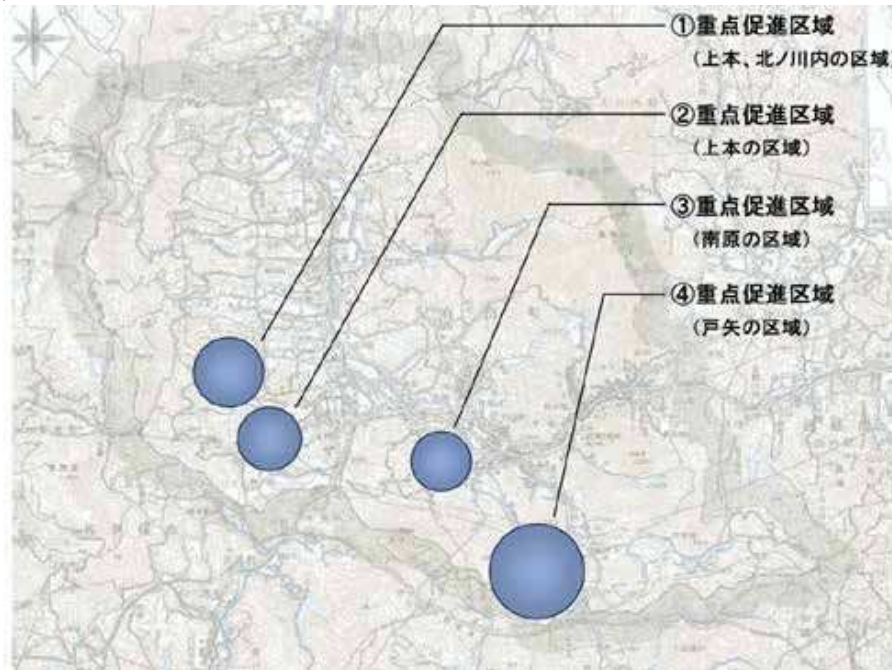
【有田町】

(1) 重点促進区域

- ①前原工業団地 佐賀県西松浦郡有田町上本、北ノ川内
- ②有田工業団地 佐賀県西松浦郡有田町上本
- ③南原工業団地 佐賀県西松浦郡有田町南原
- ④有田南部工業団地 佐賀県西松浦郡有田町戸矢

なお、③南原工業団地には約0.4haの農用地があり、転用等の手続きを進めていく。

(地図)



(2) 区域設定の理由

有田町は、国道202号による伊万里港へのアクセスや、西九州自動車道等による福岡方面へのアクセスが容易な地域であり、伊万里港を利用した海上輸送、西九州自動車道等を利用した陸上輸送を効率的に活用できる立地環境にある。

また、自動車関連の大型企業や近隣自治体には精密機器の大型企業があり、良質かつ豊富な労働力を強みとして、産業集積の活性化が期待される状況であることから重点促進区域として設定した。

なお、④有田南部工業団地（新産業集積エリア有田）は、約37.3haの空き工業団地として把握されている（「平成27年度工場適地調査」）。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>